

とくしま国際水準GAP認証制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、農産物の生産工程における食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理等について知事が定める適正管理規準に従って生産している体制を認定するとくしま国際水準GAP認証制度の実施について、必要な事項を定め、その適切な運用と普及を図り、本県の持続可能な農業の発展並びに県産農産物に対する消費者の信頼の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱等で用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

（1）生産工程

農産物の栽培から出荷までの工程毎の作業や記録、確認のために必要な工程をいう。

（2）生産管理

栽培計画を作成し、生産工程を計画に則して行い、各工程毎に管理することをいう。

（3）品質管理

出荷計画を作成し、選別・出荷の管理、消費者からのクレーム等の対応、消費者への情報提供、食品事故が起こった場合の対応等を行うことをいう。

（4）適正管理規準

とくしま国際水準GAP認証制度適正管理規準を指す。

（5）生産・品質管理体制

適正管理規準に従い、生産管理や品質管理を行う体制のことをいう。

（6）生産者

生産者とは、農産物（仕上げ茶を含む。）を生産し、出荷する者（団体又は法人を含む。）をいう。

（7）栽培責任者

次の業務を行う責任者とする。

- ① 栽培計画及び生産計画の作成と適正管理規準に従った実践及び自己点検を行い、工程管理の改善を行う。
- ② 団体申請においては、生産者の代表として確認責任者と協力し、栽培計画及び生産計画を作成する。

（8）確認責任者

次の業務を行う責任者とする。

- ① 栽培計画及び生産計画を作成するとき、栽培責任者に協力する。
- ② 出荷計画を作成するとき、品質管理責任者に協力する。
- ③ 出荷開始前に防除履歴の点検及び農薬の適正使用の確認を行う。
- ④ 栽培責任者と協力し、自己点検結果の確認を行い、工程管理の改善を行う。
- ⑤ 団体申請においては、各生産者が自己点検を行うためのチェックリストの作成や各生産者の自己点検結果の確認及び各生産者に対する巡回指導による実地確認・改善指導を行う。
- ⑥ 団体申請においては、共同利用施設・機械等の管理を行う。
- ⑦ 団体申請においては、出荷開始前に各生産者の防除履歴の点検を行い、農薬の適正使用の確認を行う。

（9）品質管理責任者

次の業務を行う責任者とする。

- ① 出荷計画を作成し、選別・出荷の管理を行う。
- ② 出荷後には、消費者等からの問い合わせ窓口として、適切に対応する。
- ③ 食品事故等への対応を、速やかに行う。

（10）認証農産物

適正管理規準に従って生産していると認定された生産・品質管理体制に則って生産された農産物をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、徳島県内で生産される青果物（きのこ類を除く）、きのこ類、穀物及び茶に適用する。

(適正管理規準)

第4条 知事は、農産物等の適正管理規準を設定するものとする。

(認定の申請)

第5条 生産・品質管理体制の認定を受けようとする生産者は、別に定めるところにより関係書類を添えて知事に申請するものとする。

2 申請の区分は別に定める。

3 認定の要件は別に定める。

(認定及び登録)

第6条 知事は、前条の申請があった場合、現地検査等を行い、適正管理規準に適合していることを確認し、認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定した場合、認定した内容を登録するものとする。

(認証マークの表示)

第7条 前条の規定により認定を受けた生産者（以下「認定生産者」という。）は、品質管理責任者が認証農産物であることを確認したものについて、別に定める基準に従って表示することができる。

(実施状況の報告及び農薬残留分析の実施)

第8条 認定生産者は、適正管理規準に従って適切に生産を行い、その実施状況を別に定めるところにより、報告するものとする。

2 認定生産者（予定者含む）は、申請作物について、1年に1回、原則、出荷前の時期に農薬残留分析を実施するものとする。

3 前2項の実施状況の報告及び分析の実施について、報告を行わない場合または不適切な報告を行った場合、知事は認定と登録を取り消すことができる。

(認定の更新)

第9条 認定生産者は、1年に1回、認定を更新するための手続をとるものとする。

2 知事は、書類審査等を行い、認定の更新の可否について判断するものとする。

3 認定の更新のための手続がなされない場合、知事は認定と登録を取り消すことができる。

(登録内容の変更)

第10条 認定生産者は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに知事に変更届を提出するものとする。

(認定の辞退)

第11条 認定生産者は、認定を辞退するときは、知事に届け出なければならない。

(認定情報の公表)

第12条 知事は、登録情報等、とくしま国際水準GAP認証制度に関する認定情報をホームページにおいて公表するものとする。

(認定生産者の遵守事項)

第13条 認定生産者は、関係法令を遵守しなければならない。

2 認定生産者は、生産管理、品質管理に誠意を持って取り組まなければならない。

3 認定生産者は、適正管理規準に従った生産管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検や内部監査を実施し、不適切な事項があれば改善を行わなければならない。

4 認定生産者は、知事の行う現地検査等に誠実に対応しなければならない。

(現地検査)

第14条 知事が必要と認めるときは、現地検査を行い、その結果に応じて、認定生産者に改善その他の措置を講じるよう指示することができるものとする。

2 認定生産者が前項の指示に従わない場合、知事は認定と登録を取り消すことができる。

(委託)

第15条 知事は、知事の行う業務の一部を委託できるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は令和7年4月1日から施行する。